



## 2 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類及び発表基準

気象業務法(昭和27年法律第165号)に定める基準は次のとおりである。

### (1) 警報・注意報発表基準（平成30年5月30日現在）

予報区	都道府県予報区		石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域		空知地方		
	市町村等をまとめた地域		北空知		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
	洪水		流域雨量指数基準	幌新太刀別川流域=22、恵比寿川流域=6.1、沼田ポン川流域=13.8	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川[多度志・雨竜橋] 「第4章第5節 7雨量・水位観測所」参照	
	暴風		平均風速	18m/s	
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	80	
	洪水		流域雨量指数基準	幌新太刀別川流域=17.6、恵比寿川流域=4.8、沼田ポン川流域=11	
			複合基準	沼田ポン川流域=(5、8.3)	
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川[多度志・雨竜橋] 「第4章第5節 7雨量・水位観測所」参照	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	程度	200m		
	乾燥		最少湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ		① 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温		5月～10月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より 8℃以上低い		
	霜		最低気温 3℃以下		
	着氷		—		
着雪		気温 0℃ぐらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm	

### 3 予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達方法

気象官署等から発する気象・水防等に関する予警報の伝達方法は、前掲の予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等伝達系統図によるが、予警報の通達を迅速かつ的確に行うための伝達方法は次のとおりとする。

#### (1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象・水防に関する予警報又は道(総合振興局)が発する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、電話その他最も有効な方法により、別表の関係課長及び関係機関に伝達・通知するものとする。(別表1・別表2)

#### (2) 夜間・休日等における予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の取扱い

夜間・休日等において警備員が予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等を受けたときは、予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理票(様式1)に記載するとともに、次に掲げる警報については総務財政課長に連絡し、翌朝予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理票を総務財政課長に提出するものとする。なお、総務財政課長は必要に応じて関係課長等、関係機関、学校及び一般住民に対し、必要な事項の周知徹底を図るものとする。

また、警備員は午後11時00分～翌朝午前7時00分の間不在となるため、その間の連絡（電話）は総務財政課長へ転送され、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

#### ア 警報、特別警報

暴風・暴風雪・大雨・大雪・浸水・洪水・水防

#### イ その他特に必要と認められる各種注意報

警備員は、気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに総務財政課長に連絡するものとする。また、気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、翌朝予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理票を総務財政課長に提出するものとする。

別表1 関係課長

伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考
庁内各課	総務財政課長	口頭・庁内放送・メールぬまた	
関係機関（別表2）	//	電話・口頭	
行政区長	//	//	防災無線
消防組合	//	//	広報車（交通安全指導車）
認定こども園	保健福祉課長	//	メールぬまた
小、中学校	教育委員会課長	//	緊急エリアメール

別表2 関係機関等の連絡先一覧

名 称	電話番号	名 称	電話番号
空知総合振興局地域創生部地域政策課	0126-20-0033	北海道電力ネットワーク(株)深川ネットワークセンター	22-4111
札幌管区气象台	011-611-6121	北空知広域水道企業団	35-1878 (災害時優先) 36-2630
北海道農政事務所旭川地域わか-	0166-76-1277	陸上自衛隊第2師団 (第2特科連隊)	0166-51-6111 (代表)
社団法人 深川医師会	23-4406	陸上自衛隊北海道補給処 沼田弾薬支処	35-1910
沼田郵便局	35-2150	沼田町土地改良区	35-2311
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室(深川保健所)	22-1421	深川警察署	23-0110
東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店 (委任機関~株式会社 NTT 東日本-北海道旭川支店)	0166-20-5410	深川警察署沼田警察庁舎	35-3110
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	22-1411	北海道企業局鷹泊ダム管理事務所	28-2059
札幌開発建設部深川道路事務所	25-1155	空知総合振興局空知農業改良普及センター北空知支所	23-4267
札幌開発建設部滝川河川事務所	0125-76-2211	北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署	0165-35-2221
JR北海道 深川駅	22-2862		

様式1

課長		課長 補佐		主幹		主査		担当員	
予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等受理票									
年 月 日			午前		時 分		電話		連絡
			午後				無線		
発信者				受信者					
予警報の 種 類				発表時刻		午前		時 分	
						午後			
受 理 事 項									
処 理 て ん 末									

## 第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

### 1 公衆通信施設の利用(主通信系統)

災害時における通信連絡は、電気通信設備（電話・無線等）を主通信系統とする。なお、災害時において重要な通話（非常・緊急扱い）については、災害時優先電話に指定されている電話（役場総務財政課）を利用し、関係機関等に連絡するものとする。

### 2 専用通信施設の利用(副通信系統)

#### (1) 警察電話等による通信

深川警察署の(警察)電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経る行う。

#### (2) 鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により、JR 石狩沼田駅から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経る行う。

#### (3) 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社の支店・ネットワークセンター・変電所を経る行う。

### 3 専用無線施設の利用(副通信系統)

#### (1) 防災関係機関（第1章第3節参照）の無線による通信

防災関係機関の無線(移動局を含む)を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### (2) 沼田町防災行政機関の無線による通信

沼田町防災行政無線(移動局を含む)を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### (3) 消防無線による通信

深川地区消防組合沼田支署及び消防車に設置されている無線を利用して、情報の収集及び応急命令の連絡通信を行う。

#### (4) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して、情報の収集及び伝達を行う。

### 4 通信途絶時の連絡方法

災害が発生し、上記1・2及び3による通信が不可能になった場合には、自動車・徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

## 関係機関無線局一覧

局種	電波の形式	周波数	設置場所	所在地	電話番号	通信区域その他
固定	16KOF2D	69MHZ 帯	沼田町役場	沼田町南1条3丁目	35-2111	沼田町一円
基地 / 移動	F3E	466MHZ 帯	沼田町役場	沼田町南1条3丁目	35-2111	沼田町一円
//	F3	警察割当周波数	深川警察署 沼田警察庁舎	沼田町北1条6丁目	35-3110	北空知管内一円
//	//	電力会社割当周波数	北海道電力株式会社 深川ネットワークセンター	深川市7条7番2号	22-4111	北空知一円 作業者の移動により可能
//	5k80	消防割当周波数	深川地区消防組合沼田支署	沼田町南1条3丁目	35-2050	深川・妹背牛・秩父別・北竜・幌加内

## 第3節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

### 1 異常現象発見時における措置

#### (1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生する恐れのある異常現象を発見した者は、速やかに役場(町職員)・警察署・消防支署(消防職員)又は地区情報連絡責任者(行政区長等)の最も近いところに通報するものとする。

#### (2) 警察官等の町への通報

異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察、消防支署は、その内容を確認し、直ちに町長・地区情報連絡責任者に通報するものとする。

#### (3) 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により各関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

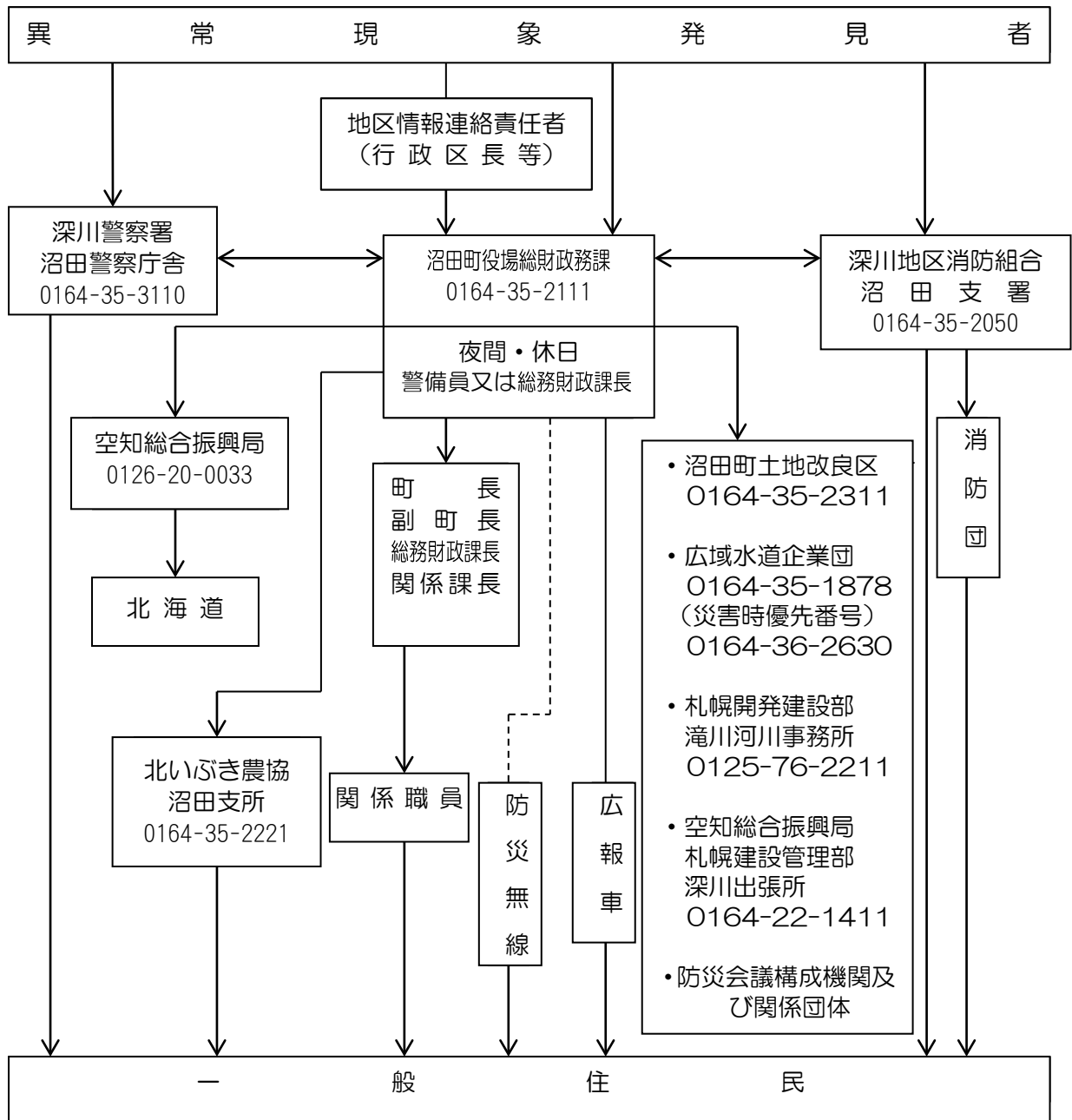
各関係機関は、「本章第1節 予報(注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画 別表2 関係機関等の連絡先一覧」に掲げる機関とする。住民への周知徹底は、次に示す「災害情報連絡系統図」及び「本章第1節 予報(注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等の伝達計画 伝達系統図」により行うものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は「総務対策班長(総務財政課長)」へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。休日・夜間にあつては、警備員が受理するとともに総務財政課長へ報告し、その指示を受けるものとする。

また、警備員は午後 11 時 00 分～翌朝午前 7 時 00 分の間不在となるため、その間の連絡(電話)は総務財政課長へ転送され、必要に応じて関係課長、職員に通知するものとする。

【災害情報連絡系統図】





## 2 地区別情報連絡責任者

災害が発生し又は発生する恐れがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区別に情報連絡責任者を置く。(地区別情報連絡責任者を行政区長とする。)

地区別情報連絡責任者は地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生したときは、直ちに役場又はその他の関係機関に通報するものとする。

## 3 災害情報等の収集及び報告

### (1) 情報の収集

災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各課が所管事項について責任をもって行い、集計等は総務対策班で取りまとめ、常に災害情報等を把握しておく。また、災害情報等の調査収集に当たって必要なときは、関係地区の情報連絡責任者を通じて迅速に調査収集するものとする。

### (2) 情報の報告

ア 災害が発生してから応急措置が完了するまでの情報の報告は、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を北海道知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

イ 町長(総務対策班)は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、下記「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

### (3) 「直接即報基準」に該当する火災・災害

- ① 航空機、列車等の交通機関の火災
- ② 危険物(高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等)等に係る事故
- ③ 死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急救助事故
- ④ 震度5強以上を記録した地震(被害の有無を問わない)

### [災害情報等報告取扱要領]

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害報告(以下「災害情報等」という。)を空知総合振興局長に報告するものとする。また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

## 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

ア 人的被害、住家被害が発生したもの

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で、沼田町が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て、報告の必要があると認められるもの
- カ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- キ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- ク その他特に指示があった災害

## 2 報告の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、別表1の様式により速やかに報告するとともに、災害の経過に応じ把握した事項を随時報告すること。

### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く)については除くものとする。

#### ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

#### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

#### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)による他、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

## 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は、電話又は電子メール、無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書(別表2)により報告するものとする。

## 4 被害状況判定基準

別表3のとおりとする。

## 5 災害情報等連絡責任者

責任者 総務財政課長

代理者 総務財政課総務グループ(防災担当)長

別表1

災 害 情 報				
報 告 時 間	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信担当者		受信担当者		
発 信 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災害の原因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位水位 風 速 そ の 他			
交 通・ 通 信・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1) 災害対策本部 の設置状況	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の 適用状況	(地区名)	(被害棟数)	(り災世帯)	(り災人員)
	(救助実施内容)			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況	自主避難	(地区名)	(避難場所)	(人員)	(日時)
		避難勧告				
		避難指示				
の 状 況	(4) 自衛隊派 遣要請の 状況					
	(5) その他 措置の 状況					
状 況	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					